

介護保険料のお知らせ 65歳以上の皆様へ

☎ 福祉課介護保険係 (13番窓口) ☎64-1120

7月中旬に令和4年度 介護保険料の決定通知書をお送りします。

- 普通徴収の方には納付書を決定通知書に同封しています。各納期までに金融機関等で納めてください。
普通徴収の方は口座振替を利用することもできます。
- 特別徴収(年金から天引き)の方は、通知書にて保険料を確認してください。

所得段階	対象者		保険料率	保険料月額	保険料年額		
	世帯の町民税課税状況	本人の収入や所得状況					
第1段階	世帯全員非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	基準額×0.3*	1,920円	23,040円		
第2段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金所得は除く)の合計が	80万円以下の方	基準額×0.5*	3,200円	38,400円	
第3段階			80万円超120万円以下の方	基準額×0.7*	4,480円	53,760円	
第4段階			120万円超の方	基準額×0.9*	5,760円	69,120円	
第5段階		世帯の誰かが課税されていて本人が非課税	80万円以下の方	基準額	6,400円	76,800円	
第6段階		本人が課税されている	本人の前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額×1.2	7,680円	92,160円
第7段階				120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	8,320円	99,840円
第8段階				210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	9,600円	115,200円
第9段階				320万円以上の方	基準額×1.7	10,880円	130,560円

○40歳から64歳までの方は、加入されている医療保険で健康保険料(介護分)として納めていただいております。詳しくは加入している健康保険へお問い合わせください。
特別な事情により各納期限まで納付することが難しいときは、窓口またはお電話にてご相談ください。
経済状況等をお伺いした上で分割納付や徴収猶予等の制度を個別にご案内します。

介護保険負担限度額認定のご案内

☎ 福祉課介護保険係 (13番窓口) ☎64-1120

介護保険施設への入所や短期入所を利用したとき、居住費と食費は自己負担になります。経済的理由により施設利用が困難にならないように、申請により一定の条件に該当していれば、所得等に応じて、費用負担が軽減されます。

現在、認定を受けている方で、8月以降も引き続き認定を希望される場合は、申請が必要です。8月末までに更新の手続きをお願いします。対象の方にはお知らせしますので、申請には、本人と配偶者の資産状況の確認が必要なため預金通帳等をご持参ください。



医療費受給者証更新のお知らせ

■重度心身障害児者医療 ☎ 福祉課福祉係(11番窓口)☎64-1120

重度心身障害児者医療費受給者証の有効期限は、令和4年7月31日までとなります。
8月1日からの新しい受給者証は、7月中旬に郵送します。
有効期限の切れた受給者証は破棄してください。

■老人医療

☎ 健康推進課国保年金係(7番窓口)☎65-3008

- 持ち物
- ・今お持ちの受給者証
 - ・印鑑
 - ・保険証
 - ・世帯全員の通帳もしくは金融機関発行の残高証明書

■乳幼児子ども医療

☎ 健康推進課保健子ども係(8番窓口)☎65-3008

- 持ち物
- ・今お持ちの受給者証
 - ・印鑑
 - ・保護者様及びお子様の保険証

該当する方には通知を郵送しますので**7月29日(金)までに更新手続き**にお越しください。
受付時間:8時30分~17時15分(土日祝を除く)

老人医療について

☎ 健康推進課国保年金係 (7番窓口) ☎65-3008

67歳の誕生日から70歳の誕生日の属する月までの医療費の本人負担割合が3割から2割になる制度です。受給するには下記の①~⑦のすべての要件を満たす必要があります。

- ①本人を含む家族全員が町民税が非課税であること(住民税非課税世帯)
※同じ世帯の中に所得の申告をされていない方がいる場合、課税世帯扱いとなり対象外となります。
- ②本人を含む家族全員の令和2年の年間収入合計が次の基準以下であること
・1人世帯…100万円 ・2人世帯…140万円 ・3人世帯…180万円
以下1人増えるごとに40万円を加算します。
※収入には遺族年金や遺族恩給、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険、福祉給付金などあらゆる収入が含まれます。
- ③本人の預貯金・国債・株式などの有価証券の合計額が350万円以下であり、その他の家族の金融資産合計が350万円×世帯人数以下であること。
- ④本人を含む家族全員が、現在住んでいる土地・家屋を除き、活用できる不動産等の資産を有していないこと。
- ⑤本人の世帯以外の方が、確定申告や年末調整などの際に、本人を扶養親族としていない。
※例：子どもの社会保険の扶養になっているなど
- ⑥本人が後期高齢者医療の被保険者でないこと。
- ⑦本人が生活保護法の受給者でないこと。